



- 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）」において、2025年までに、地方防災会議における女性委員の割合を30%以上とすることが成果目標として定められている。
- 都道府県防災会議及び市町村防災会議の委員については、災害対策基本法において、陸上自衛隊の方面総監や、教育委員会の教育長、都道府県警本部長等を充てることとされているが、女性委員の割合を高めるため、知事や市長が指名する者に女性委員を積極的に登用するなど取組を進めていただきたい。
- また、同計画では、2025年までに、女性が登用されていない市町村防災会議をゼロとする旨の成果目標も定められていることを踏まえ、管内市町村において、女性委員がゼロとなっている場合には、早急に女性委員を登用するよう、都道府県からご助言いただきたい。

## ○ 女性委員の割合を高める具体策

女性比率が高い地方公共団体では、災害対策基本法第15条第5項に定められている委員について、以下のとおり工夫して女性委員を登用している。※ 同項に定める委員について簡素化して記載

災害対策基本法 第15条第5項*	工夫点
都道府県の部内の職員のうち知事が指名する者（5号）	・医療、福祉などの部門の課長級の女性管理職
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうち知事が指名する者（7号）	・報道機関で働く女性 ・看護協会、助産師会、社会福祉協議会、保育会、幼稚園連合会等、女性が活躍している団体を指定 ・女性団体や特定非営利活動法人で活動している女性
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち知事が指名する者（8号）	・大学の女性教授、准教授 ・自主防災組織、消防分団の女性委員 ・ボランティアなどのNPOや女性・高齢者・障害者団体等の代表者等

注：『逐条解説災害対策基本法（第四次改訂版）』及び「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府作成）をもとに作成



# 防災分野における女性の参画促進～好事例集～ (内閣府男女共同参画局作成)



## ① 鳥取県の例

### (1) 取組概要

・**「鳥取県男女共同参画推進条例」**を制定し、附属機関の委員の構成は男女別の委員の数が均衡するよう努めるよう規定し、**どちらかの性別が4割を切らないように運用**している。

・8号委員に女性の消防団員など関係団体の女性を選定することで、**防災会議の女性比率40%以上を実現**。

・防災備蓄品目に**女性の視点を反映させ、備蓄品の内容を充実させる**等の各種取組を行っている。

### (2) 会議の様子 (内閣府HPより)



## ② 愛知県豊橋市の例

### (1) 取組概要

・災害対応に女性も参画しやすい環境づくりを検討するため、**「防災に女性の参加と目線を取り入れる検討会」**を実施

・検討会の委員については、被災地でのボランティア経験がある職員や外国人や子ども、健康に関する部署の女性職員等が加わった。

・検討会からの要望を踏まえ、**災害対応にあたる職員の子どもの一時預かり場所の設置が実現**された。

### (2) 託児所の様子 (内閣府HPより)

